

糸島市マイホーム取得奨励金交付規程

平成26年6月18日

告示第156号

改正 平成27年3月17日告示第45号

平成28年3月31日告示第70号

平成29年3月28日告示第70号

平成29年6月21日告示第162号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内への転入及び定住を促進し、人口の維持及び増加を図るため、市内で住宅を取得し、居住した者に対し、市が予算の範囲内で交付する糸島市マイホーム取得奨励金（以下「奨励金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「住宅」とは、玄関、トイレ、台所、居室等を備えた専ら人の居住の用に供する家屋（居住の用に供する部分と非居住の用に供する部分が結合する家屋（以下「併用住宅」という。）を含む。）をいう。

(対象住宅)

第3条 奨励金の交付の対象となる住宅（区分所有建物にあつては、区分所有に係る家屋）（以下「対象住宅」という。）は、市内で取得された床面積が50平方メートル以上の住宅とする。

2 前項の規定にかかわらず、併用住宅にあつては、市内で取得された住宅のうち居住の用に供する部分の床面積が併用住宅全体の床面積の2分の1以上で、かつ、50平方メートル以上のものを対象住宅とする。

3 共同住宅における第1項の規定の適用については、同項中「床面積」とあるのは、「第4条に規定する対象者の居住の用に供する部分の床面積」とする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長が不相当と認める住宅は、対象住宅としない。

(対象者)

第4条 奨励金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 対象住宅を平成27年1月2日から平成31年3月31日までの間に新築又は売買により取得した者（以下「本人」という。）

(2) 本人及び同一の世帯に属する者が本市に定住する意思を持ち、対象住宅を自己の生活の本拠として居住し、当該居住地を住所と定め、本市の住民基本台帳に記録されていること（本人又は同一の世帯に属していた者がこの号に規定する要件を欠くに至った場合で、当該世帯の構成員の数の2分の1以上の数の者が、引き続き本市に定住する意思を持ち、対象住宅を自己の生活の本拠として居住し、当該居住地を住所と定め、本市の住民基本台帳に記録されているときを含む。）。

- (3) 本人及び同一の世帯に属する者が市税を滞納していないこと。
  - (4) 本人及び同一の世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
  - (5) 本人及び同一の世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、本人と同一世帯に属する又は属していた者が、本人からの相続、財産分与等により対象住宅を取得し、かつ、市長が特に認める場合であって、同項第2号から第5号までのいずれにも該当するときは、当該者を対象者とする。この場合における同項第2号から第5号までの規定の適用については、当該者を本人とみなす。
- （奨励金の額等）

第5条 奨励金の額は、対象住宅に係る固定資産税額に相当する額とする。ただし、対象住宅が地方税法（昭和25年法律第226号）等の規定による固定資産税の減額等の適用を受ける場合は、減額等の適用後の固定資産税額に相当する額とする。

- 2 対象住宅が併用住宅の場合の奨励金の額は、前項に規定する額から非居住の用に供する部分に係る固定資産税額に相当する額を控除した額とする。
- 3 対象者が共同住宅（区分所有建物を除く。以下この項において同じ。）の所有者であって、当該共同住宅の一部に居住している場合の奨励金の額は、前2項に規定する額から対象者の居住の用に供する部分以外に係る固定資産税額に相当する額を控除した額とする。
- 4 奨励金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 5 前各項に規定する奨励金は、奨励金相当額の商品券等に代えることができる。
- 6 奨励金の交付は、1対象住宅につき1対象者に対し行うものとし、1会計年度中1回限りとする。

（奨励金の交付期間）

第6条 奨励金の交付期間は、対象者に対し、平成28年度から平成32年度までの間に、新たに対象住宅に係る固定資産税が課税された年度（以下「課税初年度」という。）から3年間とする。ただし、第4条第2項に規定する対象者に係る奨励金の交付期間は、本人が既に奨励金の交付を受けた期間を控除した残存期間とする。

（認定申請）

- 第7条 奨励金の交付を受けようとする対象者は、あらかじめ、市長による奨励金の受給資格の認定を受けなければならない。
- 2 本人が既に奨励金の受給資格の認定を受けている場合において、第4条第2項に規定する対象者が奨励金の交付を受けようとするときは、市長による奨励金の受給資格の認定を受けなければならない。
  - 3 奨励金の受給資格の認定を受けようとする対象者（以下「認定申請者」という。）は、

課税初年度の6月30日（糸島市の休日を定める条例（平成22年糸島市条例第3号）に規定する休日に当たるときは、その前日。以下同じ。）までに、糸島市マイホーム取得奨励金受給資格認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、新たに対象住宅に係る固定資産税が課税される年度の3月31日（糸島市の休日を定める条例に規定する休日に当たるときは、その前日。以下同じ。）までの範囲内において、期日を指定して当該申請の期限を延長することができる。

- (1) 糸島市マイホーム取得奨励金に係る調査承諾書（様式第2号）
- (2) 確約書（様式第3号）
- (3) 対象住宅の登記事項証明書の写し等
- (4) 対象住宅に係る固定資産税納税通知書、固定資産税賦課額決定（変更）通知書及び課税明細書の写し（ただし、市長が認めるときは添付を省略できる。）
- (5) 対象住宅の位置図
- (6) その他市長が必要と認める書類

4 認定申請者のうち前項に規定する期限までに受給資格の認定申請を行わなかった者は、課税初年度の翌年度の6月30日までに、糸島市マイホーム取得奨励金受給資格認定申請書に同項各号に掲げる書類を添えて、市長に申請することができる。この場合において、奨励金の交付期間は、前条の規定にかかわらず、新たに対象住宅に係る固定資産税が課税された年度の翌年度から2年間とする。

5 認定申請者のうち前2項に規定する期限までに受給資格の認定申請を行わなかった者は、課税初年度の翌々年度の6月30日までに、糸島市マイホーム取得奨励金受給資格認定申請書に第3項各号に掲げる書類を添えて、市長に申請することができる。この場合において、奨励金の交付期間は、前条の規定にかかわらず、新たに対象住宅に係る固定資産税が課税された年度の翌々年度から1年間とする。

6 第2項に規定する対象者は、第3項各号に掲げる書類のうち市長が認める書類の添付を省略して認定の申請をすることができる。

（認定決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、奨励金の受給資格の認定の可否を決定し、糸島市マイホーム取得奨励金受給資格認定決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付申請）

第9条 前条の規定により奨励金の受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格認定者」という。）であって、奨励金の交付を申請しようとするもの（以下「交付申請者」という。）は、奨励金の交付を申請する年度の対象住宅に係る固定資産税を全て納付した後に、糸島市マイホーム取得奨励金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、課税初年度から毎年度、市長に提出しなければならない。

(1) 奨励金の交付を申請する年度の対象住宅に係る固定資産税納税通知書、固定資産税賦課額決定（変更）通知書及び課税明細書の写し（ただし、市長が認めるときは添付を省略できる。）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請者は、前項に規定する糸島市マイホーム取得奨励金交付申請書を、奨励金の交付を申請する年度の3月31日までに、市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、奨励金の交付の可否を決定し、糸島市マイホーム取得奨励金交付決定通知書（様式第6号）により当該交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、奨励金を交付するものとする。

（変更届出）

第11条 受給資格認定者は、第7条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、糸島市マイホーム取得奨励金受給資格認定申請内容変更届出書（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第12条 市長は、受給資格認定者が奨励金の交付期間中に次の各号のいずれかに該当したときは、奨励金の受給資格の全部又は一部の認定を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の行為により奨励金の受給資格の認定を受けたとき。

(3) その他この告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の受給資格の認定の取消しを行ったときは、糸島市マイホーム取得奨励金受給資格認定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し及び奨励金の返還）

第13条 市長は、奨励金の交付決定を通知し、又は奨励金を交付した後において、受給資格認定者が前条第1項各号のいずれかに該当した場合又は不正に奨励金の交付を受けた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（庶務）

第14条 この奨励金に関する事務は、企画部地域振興課において処理する。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成27年3月17日告示第45号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第70号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月28日告示第70号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の糸島市マイホーム取得奨励金交付規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。